

○ みなと外国為替 WEB サービスご利用規定

第1条 みなと外国為替 WEB サービス

1. 定義

「みなと外国為替 WEB サービス」（以下「本サービス」といいます。）とは、当行が、下記取引の依頼を、インターネットを経由して受付けるサービスをいいます。ただし、当行は本サービスの対象となる取引を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。なおこの場合には、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表します。

- (1) 外国送金
- (2) 輸入信用状の開設、条件変更
- (3) 外貨預金振替

2. 使用できる機器等

本サービスの利用に際して使用できる機器およびブラウザのバージョンは、当行所定のものに限りま

3. 取扱日および利用時間帯

本サービスの取扱日および利用時間帯は、当行所定の日および時間帯とします。

4. 取引日付

- (1) 本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）は、取引実行日当日（当行営業日に限ります。）に本サービスによる取引の依頼を行うことができます。ただし、当行による依頼の受信時間が当行所定の時限後である場合には、取引の実行は翌営業日とし、また翌営業日の為替相場が適用されます。
- (2) 利用者は依頼日の翌営業日以降の当行営業日を取引実行日と指定して（以下「指定日」といいます。）本サービスの依頼を行うことができます。指定日は当行所定の期間内で、かつ当行所定の日に限るものとします。

5. 本サービスの担当者および副担当者

- (1) 利用者は本サービスの担当者（以下「担当者」といいます。）を、当行所定の手続きにより登録するものとします。担当者を複数指定することはできません。
- (2) 利用者は、担当者の利用権限を一定の範囲で代行する副担当者（以下「副担当者」といいます。）を、当行所定の手続きにより、当行所定の数の範囲内で登録できるものとします。
- (3) 利用者は、担当者又は副担当者によってのみ、本サービスを利用して当行に対し第1項記載の各取引を依頼することができます。
- (4) 利用者は、担当者及び副担当者に関する登録内容の変更について、当行所定の方法で直ちに届け出るものとします。なお、変更の種類によっては、変更手続きの完了までに時間を要することがあり、この場合当行は、当行内で変更手続きが完了するまでの間、担当者および副担当者に関する登録に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによって利用者に損害が生じた場合でも当行は責任を負いません。

6. 担当者が行う取引

担当者は端末機から、当行所定の管理業務（以下「管理業務」といいます。）を行うことができます。なお、利用者は担当者に本規定を遵守させるものとし、管理業務に関する責任は利用者が負うこととします。

7. 副担当者が行う取引

副担当者は、端末機から当行所定の範囲内のサービスを利用できるものとします。なお、利用者は副担当者に本規定を遵守させ、その利用に関する責任は利用者が負うこととします。

第2条 利用資格

1. 利用申込者

本サービスの利用を申し込むことができるのは、次の各号すべてに該当する方とします。

- (1) 法人、法人格のない社団または個人事業主であること。
- (2) 本規定の適用に同意したこと。
- (3) 当行本支店に円建普通預金口座または円建当座預金口座を有すること。

2. 利用申込の不承諾

前項各号に該当する方からの利用申込であっても、当行は任意の判断により、利用申込を承諾しないことがあります。また一旦当行が本サービスの利用を承諾した場合でも、利用申込者が虚偽の事項を届け出たことが判明した場合は、本サービスの利用をお断りすることがあります。

第3条 利用申込

1. 本サービスを利用するには、本規定を熟読のうえ内容を十分理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで申込書に所定の事項を記入し、申込手続きを行うものとします。
2. 本サービスの利用を申し込む方（以下「利用申込者」といいます。）は本サービスの利用申込時に担当者名、副担当者名等の登録に必要な事項および企業パスワードを当行へ届け出るものとします。当行は担当者用ログインID（以下「担当者ID」といいます。）および副担当者用ログインID（以下「副担当者ID」といいます。）を採番したうえで、初回ログイン時に使用する仮のパスワード（以下「初期パスワード」といいます。）を設定します。初回ログイン時には当行所定の申込書控に記入された企業パスワードと初期パスワードによりログインし、使用端末機からパスワードを変更するものとします。当行はこの変更手続きにより届け出られたパスワードを本サービスのパスワードとします。

第4条 リスクの承諾

1. 当行は、本規定、マニュアル、パンフレット、ホームページ等に、本サービスに関するリスクおよび当行がリスク対策のために採用しているセキュリティ手段を明示します。
2. 利用申込者は、本サービスにリスクが存在することを承諾し、リスクの内容を理解し、当行のリスク対策の内容をすべて理解したうえで利用申込を行うものとします。

第5条 申込代表口座

1. 利用者は、あらかじめ当行所定の申込書により、当行本支店における利用者名義の口座を申込代表口座として届出ることとします。
2. 申込代表口座は、本サービスにかかる手数料の引落口座を兼ねるものとします。
3. 申込代表口座として指定できる口座種目は、当行所定の口座種目とします。当行は申込代表口座として登録できる口座の種目を、利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第6条 送金支払指定口座

1. 利用者は、あらかじめ当行所定の申込書により外国送金の代り金を引き落とす口座を本サービスの送金代り金支払指定口座（以下「送金支払指定口座」といいます。）として届出るものとします。送金支払指定口座として届出ることができるのは、当行本支店における利用者名義の口座とします。
2. 送金支払指定口座として登録できる口座数および口座種目は、当行所定の口座数および口座種目とします。
3. 当行は、送金支払指定口座として登録できる口座数および口座種目を、利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第7条 本人確認

1. 担当者の本人確認
 - (1) 担当者が本サービスの管理業務を行う場合、使用端末機に担当者ID、および担当者用ログインパスワード（以下「担当者パスワード」といいます。）を入力し、当行あてに送信するものとします。当行は送信されたこれらの各番号と当行に登録されている各番号との一致を確認した場合に、送信者を担当者本人とみなします。
 - (2) 当行が前号の方法により本人確認を行い、送信された依頼に基づき取引を実施したうちは、万一担当者ID、担当者パスワードの不正使用その他の事故があり、依頼が利用者の意思に基づくものでない場合であっても、当行は送信された依頼を、利用者による依頼とみなすことができるものとし、利用者は当行に対し、その依頼が真実利用者によってなされた場合と同様の義務を負うものとします。また、万一その依頼に基づいて当行が実行した取引によって、利用者に損害が生じても、当行は責任を負いません。担当者IDおよび担当者パスワードは厳重に管理し、他人に教えたり紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。なお、当行から担当者ID、パスワード等をお聞きすることはありません。
 - (3) 担当者パスワードの変更は使用端末機から随時行うことができます。この場合、担当者が変更前と変更後のパスワードを送信しますが、当行は受信した変更前の担当者パスワードと当行に登録されている担当者パスワードが一致した場合に、担当者本人からの届出とみなしてパスワードの変更を行います。安全性を高めるために担当者パスワードは定期的に更新してください。他人に知られたような場合には速やかに変更してください。
 - (4) 本サービスの利用に際して、届出と異なる担当者パスワード等の入力が入行所定の回数だけ連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。サービスの利用を再開するには、当行所定の方法により当行へ届け出てください。
 - (5) パスワードは利用者のセキュリティ保護のため、当行所定の有効期限を有するものとします。担当者は有効期限経過後、本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過したパスワードを変更するものとします。
 - (6) 担当者が担当者パスワードを失念した場合は、当行所定の用紙により当行へ初期パスワードへの変更を依頼してください。当行が初期パスワードへの変更を完了したのち、初期パスワードにてログインし、担当者パスワードを設定して下さい。

2. 副担当者の本人確認

- (1) 副担当者が本サービスを利用する場合、使用端末機に副担当者ID、および副担当者用ログインパスワード(以下「副担当者パスワード」といいます。)を入力し、当行あてに送信するものとします。なお、当該副担当者パスワードは副担当者が本サービスの初回ログイン時に使用端末機から変更するものとします。当行は送信されたこれらの各番号と当行に登録されている各番号との一致を確認した場合に、送信者を副担当者本人とみなします。
- (2) 本条第1項(2)から(6)までの規定は、副担当者に準用します。

第8条 取引の依頼

1. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、利用者が当行所定の取引に必要な事項を、当行の指定する方法により、当行に伝達することで行うものとします。

2. 取引依頼の確定

当行が前項による依頼の内容を確認した旨を利用者に伝達した時に、当行が依頼を承諾したものとし、当行は依頼された取引を、当行所定の方法で実行します。当行による依頼内容の確認は、当行所定の電子メールまたは照会機能で行ってください。当行は、必ずしも本サービスによる依頼を承諾する義務を負うものではなく、また、上記の方法により、当行が利用者の依頼を承諾しない限り、当行は依頼された取引を実行する義務を負うものではありません。当行が利用者の依頼を承諾しない場合は、直ちにその旨を利用者に伝達します。

3. 取引依頼の効力

利用者が本サービスにより当行へ送信した電磁的記録による依頼は、当行と利用者との取引において印章を押印した書面と同等の法的効力を有するものとします。

第9条 電子メール

1. 利用者は、担当者および副担当者の電子メールアドレスを、当行所定の手続きにより登録するものとします。
2. 当行は、利用者の取引依頼の承諾の有無、その他利用者に伝達すべき事項を電子メールで、前項の登録アドレスあてに送信します。当行が電子メールを登録アドレスあてに送信したうちは、通信障害その他の理由による未着、遅延が発生しても通常到達すべきときに到達したものとみなし、これに起因して利用者に損害が発生した場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
3. 利用者は、担当者または副担当者の電子メールアドレスを変更する場合は、当行所定の手続きにより登録を変更するものとします。
4. 利用者は、当行から配信する情報の内容を他に転送、または本サービスの利用以外の目的に流用しないものとします。
5. 利用者は、当行が必要と認めた場合には本サービスに使用する電子メールアドレスを変更することに同意するものとします。
6. 利用者が登録した担当者または副担当者の電子メールアドレスが、利用者、担当者または副担当者の責めに帰すべき原因により、他の者の電子メールアドレスであった場合は、当行はその結果生じた損害について責任を負いません。

第10条 外国送金受付サービス

1. 利用者が本サービスにより、外国送金の依頼をし、当行がこれを承諾した場合は、送金支払指定口座から送金資金を引き落とし、外国送金を実行します。
2. 送金支払指定口座からの資金引き落としに際しては、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定または外貨預金規定にかかわらず、当行は通帳もしくは払戻請求書または当座小切手の提出を受けることを要しないものとします。
3. 次の各号の規定に該当する場合は、外国送金の実行はできません。いったん当行が外国送金の依頼を承諾した後に、各号に規定する事由が存在することが判明した場合も同様とします。
 - (1) 当行所定の時間に送金資金と送金手数料の合計額が送金支払指定口座の支払可能残高を超えるとき。
送金支払指定口座からの引き落としが、このサービスによるものに限らず複数ある場合で、その引き落とすべき金額の総額が送金支払指定口座の支払可能残高を超えるときは、いずれの引き落としを実行するかは当行が任意に決定するものとします。いったん上記の送金支払指定口座の残高不足を理由として、当行が外国送金を実行しないことを決定した後、たとえ当行所定の時限後に送金支払指定口座に資金の入金があっても送金は実行しません。
 - (2) 送金支払指定口座が解約済のとき。
 - (3) 利用者から送金支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が支払停止の手続きを行ったとき。
 - (4) 送金支払指定口座に差押、仮差押、他支払い禁止の仮処分等がなされたとき、その他当行が送金支払指定口座からの支払いを不相当と認めたとき。
 - (5) 届出と異なるパスワード等の送信が、当行所定の回数連続して行われたとき。
 - (6) 外国送金が外国為替関連法規に違反するとき。
4. 外国送金について適用される為替相場は次のとおりとします。

- (1) 外国送金通貨と送金支払指定口座の通貨とが異なる場合には、送金取組日における当行所定の外国為替相場を適用します。
 - (2) 前号にかかわらず、利用者があらかじめ当行との間では為替予約を締結している場合において、利用者が外国送金依頼に際し、当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の予約相場を適用します。
5. 利用者は、外国為替関連法規により、当局宛に書類等を提出する必要がある場合は、当行所定の期間内に、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
 6. 本サービスによる外国送金には、当行の「外国送金取引規定」が適用されます。
 7. 依頼内容の訂正・組戻し
利用者が、送金実行指定日の前営業日までに、当行所定の方法により当行に対し、依頼の取消または依頼内容の変更を申し出て、かつ当行がやむを得ないものと認めて、取消または変更を承諾した場合は、当行は利用者から当行所定の依頼書の提出を受け、取消または変更の手続を行うものとします。

第11条 輸入信用状受付サービス

1. 利用者が本サービスにより、信用状の開設および条件変更の依頼をし、当行がこれを承諾した場合は、信用状の開設および条件変更を実行します。
2. 本サービスによる信用状開設、条件変更依頼は、国際商業会議所制定の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」、利用者が当行に別途差し入れている「信用状取引約定書」、および「銀行取引約定書」に従うものとします。
3. 次の各号に該当する場合は、信用状の開設または条件変更はできません。いったん当行が信用状の開設または条件変更の依頼を承諾した後に、各号に規定する事由が存在することが判明した場合も同様とします。
 - (1) 当行所定の手続きの結果、与信判断等当行独自の判断により開設を行わないと決定したとき。
 - (2) 利用者から申込代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - (3) 本サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
 - (4) 届出と異なるパスワード等の送信が、当行所定の回数連続して行われたとき。
4. 利用者は、外国為替関連法規の各種法令において、当局宛に書類等を提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
5. 依頼内容の訂正・組戻し
利用者が、信用状の開設または条件変更の実行指定日の前営業日までに、当行所定の方法により当行に対し、依頼の取消または依頼内容の変更を申し出て、かつ当行がやむを得ないものと認めて、依頼の取消または条件変更を承諾した場合は、当行は利用者から当行所定の依頼書の提出を受け、依頼の取消または変更の手続を行うものとします。

第12条 外貨預金振替サービス

1. 利用者が本サービスにより、外貨預金口座からの振替または外貨預金口座への振替を依頼し、当行がこれを承諾した場合は、外貨預金口座からの振替または外貨預金口座への振替を実行します。
2. 本サービスの対象となる預金の種類ならびに通貨の種類は当行所定の種類に限定します。また、この取引は当行所定の手続きにより取扱うものとし、通貨の交換については、当行の外貨預金および非居住者円預金規定に従うものとします。
3. 依頼内容は本規定第8条第2項による取引依頼により確定し、外貨預金契約は当行所定のすべての手続きが完了した時点で成立するものとします。
4. 振替を行う支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定、外貨預金および非居住者円預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手等の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱うものとします。
5. 「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」は当行所定の金額の範囲内とします。
6. 次の各号に該当する場合は、外貨預金口座からの振替または外貨預金口座への振替はできません。いったん当行が外貨預金口座からの振替または外貨預金口座への振替を承諾した後に、各号に規定する事由が存在することが判明した場合も同様とします。
 - (1) 当行の営業日であっても、外国為替市場が閉鎖されている等の理由により取引ができないとき。
 - (2) 契約者から手数料決済の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - (3) 本サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
7. 依頼内容の訂正・取消
依頼内容が確定した場合は、依頼内容の訂正または取消が原則としてできないものとします。ただし、当行がやむを得ないものと認めて、訂正または取消を承諾した場合は、当行は利用者から当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の手数料を受入れし、手続を行うものとします。

第13条 手数料等

1. サービス利用料金

- (1) 本サービスのご利用にあたり、当行は所定のサービス利用料金（消費税相当額を含みます。以下同じ。）として、契約手数料および月額手数料をいただきます。
- (2) 契約手数料は、通帳・払戻請求書等の提出なしに申込書記載の申込代表口座から本サービスの当行所定の登録が完了した時点で自動的に引き落とします。
- (3) 月額手数料は、通帳・払戻請求書等の提出なしに申込書記載の申込代表口座から毎月当行所定の日に前月分を自動的に引き落とします。なお、初回の引き落としはサービス開始月の翌月分からとします。

2. 外国送金手数料

- (1) 本サービスにより外国送金を取り組む場合は、前項のサービス利用料金とは別に、当行所定の送金手数料をいただきます。
- (2) 送金手数料は、送金依頼の都度、または毎月当行所定の日に、申込代表口座から通帳・払戻請求書等の提出なしに引き落とします。
- (3) 外国送金の組戻しを行った場合、当行所定の組戻手数料をいただきます。

3. 信用状発行・条件変更手数料

- (1) 本サービスにより信用状開設、条件変更を取り組む場合は、前項のサービス利用料金とは別に、当行所定の信用状発行、条件変更手数料（以下「信用状手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 信用状手数料は、信用状開設、条件変更の都度、または毎月当行所定の日に、申込代表口座から通帳・払戻請求書等の提出なしに引き落とします。

第14条 取引内容の確認

1. 本サービスによる取引後は、速やかに通帳等への記入または当座勘定照合表等により取引内容を照合して取引内容の確認を行ってください。万一、取引内容・残高に相違がある場合、直ちにその旨を当行あてにご連絡下さい。
2. 当行は本サービスによる取引内容を電磁的記録等により相当期間保存します。なお、本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録の内容を正当なものとして取扱います。

第15条 届出事項の変更等

1. 利用者は預金口座についての印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号、その他届出事項に変更があった場合には、速やかに当行所定の書面によりお届け下さい。ただし、パスワード等当行所定の事項の変更については、使用端末機からの依頼に基づきその届出を受け付けます。
2. 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、届出事項の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなして取扱います。

第16条 免責事項

1. 次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があってもこれにより生じた損害について当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
 - (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、使用端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
 - (3) 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。
2. 利用者は本サービスの利用に際し、公衆回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。
3. 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことによりパスワードや取引情報等が漏洩したことにより生じた損害について当行は責任を負いません。
4. 使用端末機の本サービスに使用する機器（以下「取引機器」といいます。）および通信媒体が正常に稼動する環境については利用者の責任において確保してください。当行は、取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器、通信媒体等、およびプロバイダの設備が正常に稼動しないために取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
5. 当行が申込書等に使用された印章と届出の印章とを相応の注意を持って照合し、相違ないと認めて取扱いを行った場合に、これらの書類につき偽造・変造・盗用または不正使用等があったことにより生じた損害について当行は責任を負いません。
6. 当行の設定したID、初期パスワード等が郵送上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者（当行職員を除きます。）がID、初期パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。
7. 当行がこの規定により取扱ったにもかかわらず、利用者がこの規定により取扱わなかったために生じた損害について

は、当行は責任を負いません。

8. 当行は利用者が本サービスへ入力した内容を確認する責任を負いません。利用者の誤入力によって生じた損害について当行は一切責任を負いません。また、当行が本サービスを休止・廃止したことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
9. 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用した結果については利用者が一切に責任を負うものとし当行は責任を負いません。なお、当行が責任を負うべき範囲は、当行の責めに帰すべき事由により直接発生した損害に限られるものとします。当行はいかなる場合であっても間接損害、特別損害、その他利用者が生じる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。

第17条 海外からの利用

本サービスは、原則として国内からのご利用に限るものとし、利用者は海外からのご利用については各国の法律・制度・通信事情等によりご利用いただけない場合があります。

第18条 通知手段

当行からの利用者に対する通知・確認・ご案内等の手段として当行ホームページへの掲示が利用されることがあります。

第19条 サービスの休止

1. 当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止時期および内容について第18条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。
2. 本条第1項の規定にかかわらず緊急かつやむを得ない場合に限り、当行は利用者へ事前に通知することなく本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合はこの休止の時期および内容について第18条の通知手段により後ほどお知らせします。

第20条 サービスの廃止

1. 当行は、廃止内容を第18条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
2. サービスの全部または一部廃止時には、当行は廃止に伴い必要な範囲で、利用者の同意なしに本規定を変更することができます。

第21条 サービス内容の追加

1. 当行は、第1条記載の各種サービス以外の新サービスを追加することができるものとします。
2. 利用者が、当行が追加した新サービスの利用を希望する場合、新サービスについて当行が定める利用申込手続きを行うものとします。

第22条 規定の変更

当行は本規定の内容を、利用者の同意を得ることなく任意に変更できるものとします。変更の内容や変更日については、当行ホームページに記載するなど、当行所定の方法でお客様に通知します。変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当行の任意の変更により利用者に損害が生じた場合であっても、当行は責任を負いません。

第23条 業務委託の承諾

1. 当行は、当行が任意に定める第三者（以下「委託先」といいます。）に本サービスの業務の一部を委託し、必要な範囲内で利用者に関する情報を委託先に開示できるものとします。
2. 当行は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとします。

第24条 規定の適用

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、預金口座振替規定、外国送金取引規定、荷為替信用状に関する統一規則および慣例により取扱います。

第25条 解約等

1. 当行が利用者に対し、本利用規定に従い本サービスを提供する契約（以下「本契約」といいます。）は当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、利用者から当行に対する解約通知は、当行所定の書面により行うものとします。なお、解約の効力は当行が解約通知受付後に、解約手続きを完了した時に発生するものとします。
2. 利用者には次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行は本契約を解約できるものとします。当行が契約を解約する場合、利用者に対してその旨の通知を郵便等の手段により発送した時点で解約されたものとします。解約時まで処理が完了していない取引の依頼について当行はその処理を行う義務を負いません。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- (2) 手形交換所（これに準ずる施設を含みます。）の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 住所変更の届出を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由により、当行に利用者の所在が不明となったとき。
- (4) 本項第1号および第2号の他、利用者が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき、あるいは自ら営業の停止を表明したときまたは支払を停止したとき。
- (5) 利用者の預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
- (6) 相続の開始があったとき。
- (7) 利用者が本サービスに関する手数料を支払わないとき。
- (8) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- (9) 利用者が本規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (10) 当行から發送した郵便物が不着等で返却されたとき。

3. 申込代表口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。

第26条 譲渡・質入れ等の禁止

当行の承諾なしに本サービスに基づく利用者の権利の譲渡・質入れ、貸与をすることはできません。

第27条 契約期間

本契約の当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、利用者または当行から特段の申し出がない限り、契約期間満了日の翌日から自動的に1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第28条 準拠法と合意管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関する紛争については、当行本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

平成24年2月27日現在